



発行所 白石市役所 企画審議室 白石市桜小路35 TEL(代) 2111 発行定日 毎月15日 (売価1部2円)

市議会定例会

九月定例会市議会終る

特別職報酬等審議会条例など可決



市議会定例会は9月16日に招集され、会期を6日間とし、次の議案を審議し21日に原案どおり可決した。



- △宮城県市町村職員恩給組 寿山集会所条例の制定
- △合資管理組合規約の一部を改正する規約の専決処分
- △白石市防災会議条例の一部を改正する条例
- △災害に際し応急措置の業務に従事したものに係る災害補償に関する条例の制定
- △白石市特別職報酬等審議会条例の制定
- △白石市公営住宅共同施設
- △白石市土地改良事業の施行
- △昭和39年度開こん建設附帯事業の施行
- △昭和39年度林業用施設災害復旧事業の施行
- △昭和39年度白石市一般会計補正予算
- △昭和39年度白石市公営住宅処分金特別会計補正予算
- △昭和39年度白石市水道
- △給水事業特別会計補正予算
- △白石市教育委員会委員の選任
- △白石市診療所は廃止することになりました。
- △この診療所廃止については、このほど患者輸送車を購入したので地区民には不便をかける方針ではありません。

自主納税推進運動

11月1日～30日

宮城県と白石市共催による「自主納税推進運動」を実施することになりました。この運動は、皆さんが自ら税金を、それぞれ定められた期間内に完納していただくことをおすすめて行く運動です。

宮城県と白石市共催による「自主納税推進運動」を、この生活環境をよくし文化的な生活を営みうるように、この運動は、皆さんが自ら税金を、それぞれ定められた期間内に完納していただくことをおすすめて行く運動です。

税金を期日までに、しかも確実に完納していただくためには各地区に納税貯蓄組が設立されており、未加入の方々の理解あるご協力をお願いします。

① 組合に入っていない方は、大河原原税事務所 白石市役所

最寄りの組合に加入し、加入については組合長もしくは、県税事務所、市役所に相談してください

② 納税貯蓄組合のまだ設置しない地区をなくしましょう。

③ 設置についての手続きは、県税事務所、市役所に相談してください。

④ すべての税金は納税準備貯金で完納しましょう。日掛、月掛により準備金を蓄えてください。

⑤ 納税期に必ず完納しましょう。

教育委員会委員長に 関谷宗一氏再選

市教育委員会は9月29日に委員会を招集、9月30日、委員長の職務代行者の選任をおこない、次の人々がそれぞれ選

任されました。委員 関谷 宗一 委員長職務代行者 丹野 準

人事異動

10月15日付

社会福祉事務所次長 佐藤 曾代吉
 保健衛生課長補佐 大鷹沢出張所長 佐藤 正二

- 水道課長補佐 高橋 好男
- 白川出張所長 半田 四郎
- 大野 忠雄
- 大平分室長 富岡 徹雄
- 福岡分室長 竹花 勇雄
- 会計課出納第二係長 高橋 清衛
- 会計課勤務 高橋 要一
- 市民課勤務 大槻 勲
- 全 高橋 勝二
- 大鷹沢出張所長心得を解 佐藤 典夫

『胸はつて法を守つて 暮す日日』

10月1日は「法の日」

皆さん10月1日は「法の日」です。昭和35年に「法の日」と定められ、今年で5回目を迎える「法の日」をむかえます。たが「法の日」の意味を存知でしょうか。「法の日に」は、民主主義国家における個人の自由を単に他人の侵害から保護するのではなく、時に国家権力の不当な行使に対しても、個人の自由を保障するという任務をもちております。

そのような法のもとにおいてこそ、すべての人間は自己のもつ自由を権利として主張することができ、そのことからわたしたちのすべてが円満な社会生活を営むことができ、政治、経済、文化の面においても平和な、幸福な国家を造つてゆくことができるのです。

法を否定することは自由を放棄することと同じです。お互いに法を尊重し合つて、わが国が民主主義国家として一層繁栄するように生活していただくが日常の生活において平和な楽しい生活をおこせるよう、協力し合うことが必要です。

◎在統期間 昭和39年8月



白川中学校地鎮祭おこなう

10月1日午前10時から現地において、父兄多数出席のもとに地鎮祭をとりおこないました。

1. 場 所 白川、津田小路南（北白川駅西方）
2. 敷地面積 11,949平方キロ（3,621坪）

狩猟法にもとづく 休猟区の設定

11月から狩猟の解禁になりますが、次の区域が休猟区になりましたから違反のないようにしてください。鳥獣保護及狩猟に関する法律、第九条の規定に基づき、次のように休猟区を設定する。

- ◎名称 下戸沢休猟区
- ◎区域 小原地内県道白石、米沢線と市道塩倉線との交点と

◎名称 鎌先休猟区

◎区域

福岡地内県道白石、不動滝線天津沢橋を基点とし、同県道を北西に進み児捨川中ノ橋を渡り馬場崎に至る同地点より市道を北西に進み、八宮を経て大網地内八宮分校に至り同地点より、積寒農道を南西に進み弥治郎墓地を経て弥治郎林道に至り、同林道を北西に約一、五キロメートル進み同地点より県道不忠線に通ずる峠沿いの小径を西進し、同県道に合致する同地点より同県道を南東に進み原に至り同地点より天津沢沿いに下り天津沢橋に至る線て囲まれた一円の区域

1日
から
7月
31日
まで

プロパンの取扱と注意

- ◎コンロなどの近くにプロパン容器をおくのは最も危険です。容器は屋外におくようにしましょう。室内には別に元弁を取付け、ガスを使い終つた都度元弁も閉めるようにすると安全です。
- ◎プロパンは臭をつけてあります。ガス洩を感じたときは、容器弁を閉め、近くにある火気を全部消して販売店に連絡しましょう。
- ◎ガス洩には十分注意し、ゴムホースには、必ずホースバンドをつけてください。無許可の販売店からガスを買わないでください。みんなで注意し、プロパン事故をおこさないようにしましょう。

